

毎年1月は、償却資産(事業用資産)の申告時期です

# 固定資産税「償却資産」の申告を忘れずに!

【問い合わせ】

税務課資産税担当

(☎282-1711 内線1111)

## ■「償却資産」とは…

法人や個人で、事業(工場・商店の経営や、駐車場・アパートの貸し付けなど)を行っている方が、その事業のために用いている構築物や機械、備品等を「償却資産」といい、土地や家屋と同様に固定資産税が課税されます。

## ■申告は令和6年1月31日(水)まで

村内に償却資産を所有している方は、1月1日現在の所有状況を1月31日までに申告する必要があります。毎年申告を行っている方が申請書の送付を希望する場合には、毎年12月に案内を郵送していますが、新たに申告が必要な方や案内が届かない方、また前回電子申告をした方が申告書等の送付を希望する場合は、お問い合わせください。

償却資産の申告は「該当資産なし」でも必要です。

賃借人・テナント入居者等が取り付けた内装・造作・建築設備等の事業用資産は、賃借人が償却資産として申告してください。

## ■太陽光発電設備を設置した方へ

太陽光発電設備(屋根材一体型のパネルを除く)は、償却資産の申告対象となる場合があります。下表に該当する設備を所有している場合は、申告をお願いします。

設置者	設備の発電出力	
	10kW未満	10kW以上
法人、個人(事業用)	申告対象	申告対象
個人(住宅用)	申告対象外	申告対象

業種ごとの対象償却資産の例	
各業種共通	パソコン、ファックス、レジスター、看板、外構、駐車場舗装など
小売業	陳列ケース、冷蔵庫、冷蔵ストッカー、自動販売機など
飲食業	冷蔵庫、調理設備、椅子、テーブル、カウンターなど
理・美容業	椅子、タオル蒸し器、パーマ器、サインポールなど
製造業	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス、金型、測定工具など
医療・薬局業	ベッド、手術機器、医療機器、歯科ユニット、調剤機器など
不動産(アパート、駐車場等)貸付業	駐車場舗装、外構、フェンス、ごみ捨て場、自転車置き場など
建設業	建設機械、発電機、カッター、ブルドーザー、ショベルカーなど
農業・ほしいも製造	トラクター(大型特殊自動車)、ボイラー、冷凍・冷蔵庫、乾燥機など

▽再生エネルギー発電設備の特例等については、村公式ホームページをご覧ください。▽申告の有無を問わず、償却資産の所有状況について、帳簿等の提出を求めたり、現地調査等を行ったりする場合がありますので、ご協力をお願いします。



▲HPIはこちら

## ご協力ください! 医療機関の適正受診



医療機関では、設備や規模に応じて役割を分担し、連携しながら地域の医療を支えています。

例えば、「病院」では救急患者や高度・専門的な治療を要する患者さんの対応をしたり、「診療所(クリニック)」では、日常的な病気やけがの治療をしたりするなど、役割分担がされています。誰もが安心して医療を受けられる体制を守るために、症状や時間帯に合わせて、適正に医療機関を受診することを心掛けましょう。

【問い合わせ】地域福祉課地域福祉・地域医療推進担当(☎282-1711 内線1137)

### 【適正な受診のポイント】

▽症状にあった医療機関を受診する…日常的な病気・けがの際は、身近な診療所(クリニック)を受診しましょう。

▽できる限り平日や日中に受診する…休日や夜間に受診すると、追加で費用がかかります。

▽かかりつけ医をもつ…かかりつけ医がいることで、気になる症状を相談できるほか、既往歴などを踏まえて診察してもらうことができます。

### 【判断に迷ったときは…】

#### ▽インターネットによる救急相談

「全国版救急受診アプリ Q助」



「こどもの救急」(生後1か月～6歳児)



#### ▽電話による相談

「茨城おとな救急電話相談(15歳以上)」

＃7119または☎050-5445-2856

「茨城子ども救急電話相談(14歳以下)」

＃8000または☎050-5445-2856

